

パブリックコメントの結果

【花川通と流通通の接続(花川通の延伸整備)について】

意見の募集期間 4月1日(火)～30日(水)

意見の提出状況 提出者18人
意見等の件数77件

意見の検討結果 採用0件、不採用10件、参考36件、その他30件、記載済1件

問合せ 企画課 ☎72-3161

【給食センターの新設について】

意見の募集期間 4月10日(木)～5月9日(金)

意見の提出状況 提出者1人
意見等の件数3件

意見の検討結果 採用0件、不採用0件、参考2件、その他1件、実施済0件

問合せ 学校給食センター ☎64-0876

【あつたふるさとの森の森づくりの方針について】

意見の募集期間 3月6日(木)～4月5日(土)

意見の提出状況 提出者8人
意見等の件数22件

意見の検討結果 反映0件、一部反映5件、不採用15件、参考1件、その他1件

問合せ 魚つきの森プロジェクト担当 ☎72-3162

① NPO法人の条例個別指定制度について

あなたの声を活かすくみ パブリックコメント

【市の原案の概要】 地方税法等の改正に伴い、自治体が条例で指定した特定非営利活動法人(NPO法人)に対する寄附金が個人住民税の寄附金控除の対象となる制度が新設されました。本制度の導入にあたり、指定基準や手続きなどを定める条例を制定します。

【募集期間】 7/1(火)～31(木)

【意見の検討結果】 8月中に公表予定

【問合せ】 広聴・市民生活課 ☎72-3153

② 石狩市税条例の改正について

あなたの声を活かすくみ パブリックコメント

【市の原案の概要】 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成26年3月31日公布)に伴い、石狩市税条例を改正します。

【募集期間】 7/1(火)～31(木)

【意見の検討結果】 9月中に公表予定

【問合せ】 税務課 ☎72-3119

③ 石狩市地区計画区域内建築物の制限に関する条例および施行規則の改正について

あなたの声を活かすくみ パブリックコメント

【市の原案の概要】 札幌圏都市計画地区計画(花川北地区および石狩都心地区)の変更にあわせ、石狩市地区計画区域内建築物の制限に関する条例および施行規則に定める規定内容を変更します。

【募集期間】 7/16(水)～30(水)

【意見の検討結果】 8月中に公表予定

【問合せ】 建設指導課 ☎72-3162

④ 札幌圏都市計画用途地域ならびに地区計画(花川北地区および石狩都心地区)の変更案について

あなたの声を活かすくみ 市民参加手続き

【市の原案の概要】 平成25年度に取りまとめた「花川北地区の都市計画の見直し方針」および学校給食センターの整備計画にあわせて、用途地域および建ぺい率ならびに地区計画の制限内容等を変更します。

【意見書の提出期間】 7/16(水)～30(水)

【意見を提出できる方】 市民ならびに利害関係者

【意見の検討結果】 8月中に公表予定

【縦覧期間】 7/16(水)～30(水) ※土日祝は除く

【縦覧場所・問合せ】 建設指導課 ☎72-3162

共通事項

【意見の提出方法】 氏名・住所・連絡先を明記の上、持参・郵送・ファクス・Eメール・音声ファイル・録音テープのいずれかで提出。意見はどなたでも提出できます。

【意見の提出先】 〒061-3292 花川北6-1-30-2

①②③企画課 ☎72-3540

✉kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp

④建設指導課 ☎75-2274

✉kenchiku@city.ishikari.hokkaido.jp

※詳しくは、市HP、あい・ボード、市情報公開コーナー(1階)、市民図書館、担当課、各支所地域振興課にある資料をご覧ください

そのほか

石狩北部地区
消防事務組合

平成25年度情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況です。

【情報公開制度】

○開示の請求件数：消防長1件
(うち一部開示決定件数1件)

※異議申し立ては0件

【個人情報保護制度】

○開示の請求件数：消防長1件
(うち一部開示決定件数1件)

※異議申し立ては0件

問合せ 石狩北部地区消防事務組合消防本部総務課

☎74-5119

平成26年度「みどりの日」
自然環境功労者環境大臣表彰



石狩市緑化推進協議会顧問の阿部義孝さんが、平成26年度自然環境功労者環境大臣表彰(保全活動部門)を受賞しました。阿部さんは、石狩浜における海浜植物の生育状況調査、植生

回復に向けた増殖試験に取り組むとともに自然観察会を開催するなど、自然環境の保全および普及啓発活動の功績が認められ、5月16日に伝達式が行われました。

問合せ 環境保全課 ☎72-3269

中小企業退職金共済制度

・掛金の一部を国が助成します
・掛金は全額非課税。手数料も不要です

・外部積立型なので管理が簡単です

・パートさんや家族従業員の加入もOK!

詳しくは「中退共」で検索して

HPをご覧ください。

問合せ 独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

☎03-6907-1234
☎03-5955-8211

訂正および

6月号19ページ掲載の「オストメイトの皆さんへ」のうち、問合せ先に誤りがありました。おわびを申し上げるとともに次のとおり訂正いたします。

問合せ 札幌市北区新琴似8条12丁目3-3-201

(公社)日本オストミー協会札幌支部 事務局長 中山和榮
☎011-764-2824

7/1(火)オープン! 石狩市成年後見センター

もしも、判断能力が落ちてしまったら ———
でも、成年後見制度なら次のような対応が可能です。

- 本人に代わって、大切な財産を守るための管理ができます!
- 福祉サービスの利用や福祉施設の入居契約を本人の代わりにすることができます!
- 業者に言われるまましてしまったリフォーム契約などを取り消すことができます!



判断能力が衰えても、
住み慣れた地域で、
安心して自分らしく生きたい

まずは
ご相談ください!

社会福祉法人 石狩市社会福祉協議会 **石狩市成年後見センター**
〒061-3216 花川北6-1-41-1(りんくる内) ☎72-2941 ふくし1番 FAX 74-2008

成年後見制度 Q & A

Q1 どんな人が利用できるの?

A1 認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力に不安のある方が利用できます。本人の代わりに、お金のことや生活上の困り事を考えてくれる、代理人をつける制度です。

Q2 代理人はどんな人になるの?

A2 親族のほか、社会福祉士や弁護士、司法書士など法律の専門家または法人です。石狩市社会福祉協議会では、平成26年度中に「法人後見事業」を始めます。親族の代理人が難しい場合は、成年後見センターが担うことができます。代理人はご本人の判断能力に応じて後見人・保佐人・補助人となります。

Q3 手続きや代理人にお金にかかるの?

A3 申し立てのために、収入印紙や郵便切手代などで6,000~9,000円程度がかかります。また医師の診断書や鑑定書の料金がかかる場合があります。後見人や保佐人、補助人への報酬金額は家庭裁判所が決めます。申し立ての費用や、第三者の後見人などへ報酬が支払えない場合、市には報酬を助成する制度(成年後見制度利用支援事業)があります。

Q4 相談窓口、手続きはどこですか?

A4 住民票がある地域を管轄する家庭裁判所に申し立てという手続きをします。申し立てについてのご相談は当センターや、お近くの地域包括支援センター および相談支援事業所も相談窓口となっています。



	センター名	場 所	担 当 地 区
高齢の方	石狩市南地域包括支援センター (医療法人喬成会に委託)	花川南7-5-2(花川病院敷地内) ☎73-2221	花川南、花川、樽川
	石狩市北地域包括支援センター (医療法人秀友会に委託)	花川北6-1-41-1(りんくる内) ☎75-6100	上記以外の石狩地区(花川北、花川東、花畔、 緑苑台、中生振、北生振、親船地区、新港、 八幡、高岡、五の沢、緑ヶ原、志美など)
	石狩市厚田地域包括支援センター (市直営)	厚田区厚田45-5(厚田支所) ☎78-1030	厚田区全域
	石狩市浜益地域包括支援センター (市直営)	浜益区浜益2-3(浜益支所) ☎79-5111	浜益区全域
障がいのある方	石狩市相談支援センター ぷろっぷ (相談支援事業所)	花川北6-1-41-1(りんくる内) ☎72-6137	市内全域
	相談室ヨルド(相談支援事業所)	花川南4-5-21 ☎74-9399	市内全域